

【経済産業委員会】

○貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、本邦企業の国際的な事業展開を取り巻く環境の変化に対応して、円滑な外国貿易その他の対外取引の進展を図るため、輸出入、貸付け及び海外投資に係る貿易保険の填補事由等の拡大、新たな貿易保険の創設、株式会社日本貿易保険による外国法人への出資業務の追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 業務の範囲等に係る規定の見直し

株式会社日本貿易保険の業務に、経済産業大臣の認可を受けて、貿易保険により填補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う外国法人に対する出資を行うことができることを追加すること。

二 普通貿易保険の拡充

1 普通貿易保険が填補する損失として、輸出者等が輸出契約等の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（当該輸出契約等に基づく債務以外の輸出者等に対する債務に係るものを含み、輸出者等の責めに帰することができないものに限る。）等により受ける損失を追加すること。

2 普通貿易保険が填補する損失として、輸出者等が仕向国において実施される輸入の制限又は禁止等により、運賃その他の政令で定める費用を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失を追加すること。

三 海外投資保険の拡充

海外投資保険が填補する損失として、海外投資を行った者が株式等（海外投資の相手方の出資（2以上の段階にわたる出資を含む。）に係る外国法人の株式等を含む。）の元本等を外国政府等により奪われたこと等により受ける損失を追加すること。

四 スワップ取引保険及び信用状確認保険の新設

株式会社日本貿易保険は、スワップ取引保険及び信用状確認保険を引き受けることができるものとする。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 ロシアのウクライナへの侵攻及びこれに伴う経済制裁等による国際情勢の

不安定化も踏まえ、今後生じ得る様々な国際取引を巡るリスクの高まりに対応し、我が国企業が安心して対外取引を行うことができるよう、株式会社日本貿易保険における貿易保険業務の一層の充実強化に努めるとともに、政府においても更なるリスクの軽減のための適切な支援を行うこと。

二 株式会社日本貿易保険が貿易保険事業を行う外国法人への出資を行うに当たっては、出資先との連携による情報共有の強化等を通して利用者の利便性の向上を図るなど、我が国企業の海外における事業展開等に資するものとなるよう努めること。

三 株式会社日本貿易保険において、認められていない外国債の保有及び保険料の誤徴収があったことを踏まえ、貿易保険業務を適切に行うための法令遵守意識の向上及び組織・人員等の体制整備に引き続き努めるとともに、政府においても適切に監督を行うこと。

○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）要旨

本案は、第6次エネルギー基本計画等を踏まえ、我が国のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に安定的なエネルギー供給を確保するため、省エネルギーの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正

1 エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加し、エネルギー全体の使用の合理化を図ること。

2 工場等で使用するエネルギーについて、化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換を図り、一定規模以上の事業者に対して非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求めること。

二 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正

1 水素等を非化石エネルギー源として位置付け、その利用を促進すること。

2 二酸化炭素回収・貯蔵技術を備えた火力発電を法律上位置付け、その利用を促進すること。

三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の名称を独立行政法人エネ

ルギー・金属鉱物資源機構と改め、その業務について次のとおり見直しを行うこと。

- 1 洋上風力発電のための地質構造調査等の業務を追加すること。
- 2 出資・債務保証業務の対象に水素等の製造・液化等や貯蔵等を追加すること。
- 3 出資・債務保証業務等の対象に二酸化炭素回収・貯蔵事業及びそのための地層探査を追加すること。
- 4 出資・債務保証業務の対象に国内におけるレアメタル等の選鉱・製錬を追加すること。

四 鉱業法の一部改正

レアアースを鉱業法の適用を受ける鉱物に追加すること。

五 電気事業法の一部改正

- 1 発電所の休廃止について、「事後届出制」を「事前届出制」に改めること。
- 2 蓄電池を電気事業法上の発電事業に位置付け、系統への接続環境を整備すること。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 我が国が国際的に約束した2050年カーボンニュートラルや2030年度温室効果ガス排出量削減目標の達成、また気候変動に関する政府間パネルの報告への対応等に向けて、更なるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の一層の促進等に必要な技術開発や支援措置等にできるだけ早急に取り組むこと。また、太陽熱や廃熱等も含め、大規模投資や長期間のリードタイムが不要な既存のエネルギー源等の活用の在り方についても積極的に検討を進めること。
- 二 ロシアによるウクライナ侵略及びこれに伴う経済制裁等を踏まえ、我が国のエネルギー安全保障の確保、我が国産業や国民経済に必要な資源・エネルギーの安定供給及び価格の抑制に全力で取り組むこと。

とりわけ、電力需給逼迫の常態化や電力コストの高騰など安定的で効率的な電力需給基盤の先行きに懸念が生じている現状に鑑み、喫緊の措置として、再生可能エネルギーその他国内で稼働可能な電源の最大限の活用により当面

の電力供給の確保のための実効性のある施策を講ずること。

併せて、事業者に対する支援等を通じて、資源・エネルギーの調達先の一層の多角化及び適切なポートフォリオによる化石燃料の安定調達に努めるとともに、代替資源の研究開発支援、再生可能エネルギー等の一層の導入促進、蓄電池の活用、地域間連系線の整備や大規模発電施設に偏らない小規模分散型電源への転換促進への支援、我が国海域における鉱物資源の開発及び事業化支援等による資源・エネルギーの自給率の向上に向けた実効性のある取組等を総合的かつ早急に進めること。

三 電力自由化の下での我が国全体の供給力確保に対しては国が最終的な責任を負うべきであることに鑑み、中長期的に必要な規模の電源の維持・確保に向け、容量市場について、その制度目的に照らし不十分な点や改善すべき点がないか検証しつつ、その安定的で着実な運用を図るとともに、電力自由化の下での安定供給とカーボンニュートラルの両立に資する投資環境を早急に整備すること。併せて、発電所休廃止に係る事前届出制の運用に当たっては、休廃止を行おうとする事業者の自律的で合理的な経営判断を最大限尊重すること。

四 揚水発電は、電力需要変動に対する調整機能や再生可能エネルギーの出力制御の抑制等に有用であることに加え、災害等により他の発電方式が十分活用できない場合の電力供給源として極めて重要な役割を果たしていることを踏まえ、揚水発電の最大限の活用及び維持開発が図られるよう、必要な制度措置の検討を早急に進めること。

五 水素・アンモニアについては、その特性に応じ、エネルギー効率及び経済性に配慮しつつ、用途毎の利用の在り方を明確にして活用するよう努めること。また、今後の再生可能エネルギーの導入状況や技術開発の進展状況、製造コスト等の観点から不断に検討を加え、できるだけ早期に温室効果ガスの排出を可能な限り抑えた製造方法等への移行を進めること。

六 大きなポテンシャルを有する営農型太陽光発電の導入拡大に向けて、政府においても逐次その状況を把握し、引き続き、関係省庁で連携して、導入促進のため必要な措置を講ずるよう努めること。

七 「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」の出資・債務保証の範囲拡大に伴う業務の実施に当たっては、多額の国費を用いるものであることを踏まえ、我が国に必要な資源・エネルギーを確保するための支援措置の有効性及び効率性に十分に配慮するよう留意すること。

八 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針の策定に当たっては、気候変動対策及びサステナビリティに関する国際的な議論及び動向を踏まえ、市場メカニズムを通じた民間企業による企業価値と競争力を高めるための経営判断及び自助努力による取組に十分に配慮すること。

また、特定事業者等、特定輸送事業者及び特定荷主等による非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成に当たっては、サステナビリティに関する基準やE S G評価への対応のために作成している計画の活用を可能とするなど、その負担を最小限に留めるよう配慮すること。

さらに、主務大臣によるエネルギーの使用の合理化、非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化のための指導及び助言に当たっては、民間企業におけるサステナビリティに関する基準やE S G評価への対応と整合を図り、その普及拡大に資するよう努めるとともに、サプライチェーン全体による取組や再生可能エネルギーの卸売市場の活用といった経営判断を尊重すること。

併せて、取組の評価に際しては、エネルギー使用の合理化にかかる年1%という基準の妥当性について現実に即した不断の見直しの議論を行いつつ、実質的にエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の効果が高い場合は高評価が得られるようにするとともに、評価結果に基づく罰則の適用や低評価の結果公表は慎重に行い、高評価の結果を積極的に開示するなど、事業者インセンティブを与える措置を積極的に講ずること。

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）要旨

本案は、産業保安分野における技術革新の進展及び保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請等の環境変化に対応し、産業保安規制体系の転換を図るため、高度な情報通信技術を活用した保安の促進、ガス事業者間の災害時の連携強化、小規模な太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し、カーボンニュートラルの実現に向けた燃料電池自動車に係る保安規制の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 高圧ガス保安法の一部改正

- 1 燃料電池自動車等について高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に規制を一元化すること。

- 2 高度な情報通信技術を用いて自立的に高度な保安を確保できる高圧ガス製造事業者について、「認定高度保安実施者」として規制の特例を設けること。

二 ガス事業法の一部改正

- 1 高度な情報通信技術を用いて自立的に高度な保安を確保できるガス小売事業者等について、「認定高度保安実施ガス小売事業者」等として規制の特例を設けること。
- 2 一般ガス導管事業者は、災害時における事業者間の連携に関する計画を策定し、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

三 電気事業法の一部改正

- 1 小規模な太陽光・風力発電設備を「小規模事業用電気工作物」と位置付け、設備の設置者の基礎情報の届出、技術基準への適合維持及び使用前の自己確認等を義務付けること。
- 2 一定の風力発電設備について、経済産業大臣の登録を受けた民間の専門機関である「登録適合性確認機関」が技術基準の適合性を確認する制度を設けること。
- 3 高度な情報通信技術を用いて自立的に高度な保安を確保できる事業用電気工作物の設置者について、「認定高度保安実施設置者」として規制の特例を設けること。

四 情報処理の促進に関する法律の一部改正

保安に係るサイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた場合等における原因究明調査を独立行政法人情報処理推進機構の業務に追加すること。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 本改正が産業保安分野におけるこれまでの事前規制を中心とする規制体系から新たな規制体系への転換を図るものであることを踏まえ、改正事項の運用に当たっては、公衆及び保安作業者に対する安全の確保を大前提とし、我が国の産業保安水準の更なる高度化と持続的な向上を図るために必要な措置について不断に検討を行うこと。
- 二 高圧ガス、都市ガス及び電気事業の各分野における「認定高度保安実施事

業者」の認定及び安全管理検査の特例等の運用に際しては、中小事業者であっても電気・ガス等の安定供給に必要な保安の実施、大規模災害等に対する迅速な設備復旧並びに公衆及び保安作業者の安全確保を可能とするための人材・技術基盤を確立することができるよう、保安分野におけるテクノロジーの活用方法及び自律的な検査の実施方法等の周知徹底、技術開発への支援等を通して、我が国全体の産業保安の水準が確保されるために必要な実効性ある措置を講ずること。

三 スマート保安の推進に当たっては、テクノロジーの活用と人が担うべき保安とを相互に連携・融合させつつ、より高度で強靱な保安管理体制を目指すものとし、デジタルトランスフォーメーションも見据えた専門人材の活用、熟練した技術者による中央・地方の事業者に対する技術伝達の促進、若年層にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援等の取組を進め、保安人材の持続的な育成・確保に万全を期すこと。

四 ガスに係る災害発生時の事業者の連携体制に関して見直しを行い、災害時対応に参画するガス小売事業者についてはその適格性を確認し、技術向上への支援とともに、連携の在り方や役割分担等について検討するなど、より適切な保安体制で災害時対応を実施することができるよう引き続き検討を行うこと。

五 太陽光発電及び風力発電に係る小出力発電設備に対する規制の見直しにより、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて有意義な小出力発電設備の導入が必要以上に抑制されることのないよう、再生可能エネルギーの導入と規制の実施とのバランスの取れた運用の在り方について引き続き検討を行うこと。

また、基礎情報等の届出手続については、設置者の負担を軽減するとともに、事務処理の効率化を図るため、可能な限りのデジタル技術の活用に努めること。

さらに、再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて立入検査等を通して十分に監視し、その是正・改善に努めること。併せて、いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止、安全規制や立地規制等の法令遵守の徹底等に努めるとともに、改正事項の趣旨・内容について、再生可能エネルギー発電事業者及び地域住民・地方自治体等に対し、十分に周知徹底及び情報提供等を行うこと。